年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年6月から2年3月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで

② 昭和63年1月から平成元年5月まで

③ 平成元年6月から2年3月まで

申立期間①について、当時勤務していたA事業所を昭和 56 年 10 月に辞め、夫の扶養に入るまでは国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、国民年金第3号被保険者となっているが、昭和63年の所得税確定申告書を見ると、社会保険料控除欄に国民年金保険料を納付したことを示す記載があるので、納付する必要の無い保険料を納付していたのであれば還付してほしい。

申立期間③について、自営する事業所の経営が安定してきたため、夫の 扶養から外れ、第1号被保険者となった平成元年6月から国民年金保険料 を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、自営する事業所の経営が安定してきたため、夫の扶養から外れ、国民健康保険の加入手続及び国民年金第1号被保険者への切替手続を行い、両方の保険料を納付してきたと申し立てており、申立人が所持する平成元年度国民健康保険税納税通知書を見ると、発行日が同年9月8日となっているとともに、当該期間の国民健康保険税を納付していることが確認できることから、その主張には信憑性が認められる。

また、申立期間③は10か月と短期間であるとともに、申立人は、以後の

国民年金保険料をすべて納付している。

2 申立期間①について、申立人から聴取しても、保険料納付に係る記憶は 曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している昭和56年度国民年金保険料納入通知書兼領収書を見ると、第1期(4月から6月まで)の欄には領収印が確認できるものの、第2期(7月から9月まで)の欄には領収印が無く、第3期及び第4期の欄については、夫の扶養となり、国民年金被保険者資格を喪失したため、「×」の印が押されていることから、当該期間の保険料は現年度では納付されなかったと推察できる上、同年10月に国民年金被保険者資格を喪失していることから、57年度以降に、社会保険事務所(当時)から、過年度納付の勧奨が行われた可能性は考え難い。

このほか、申立人が申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②について、申立人が所持する昭和63年所得税確定申告書控の 社会保険料控除欄を見ると、国民年金保険料として、9万1,500円と記載 されていることが確認できる。

しかしながら、前述のとおり、申立人は、平成元年6月に夫の扶養から 外れるまでは国民年金第3号被保険者であったとしている上、当該期間に おける保険料納付について具体的な記憶は無いとしている。

さらに、申立人が所持する年金手帳、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿のいずれも、当該期間は国民年金第3号被保険者期間となっていることから、納付書が発行された可能性は考え難い。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

国民年金制度ができたことを知り、区役所で妻と一緒に加入手続をして、その場で昭和36年4月から同年9月までと、同年10月から同年12月までの、合わせて9か月分の保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻と二人で区役所に出向いて国民年金の加入手続をし、その場で納期限を過ぎた6か月分と、納期限内の3か月分の保険料を合わせて納付した。」と供述しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、その払出しの時期は、申立人の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和37年1月ごろであると考えられることから、その供述内容に不自然さはみられず、納付したとする金額も、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とおおむね一致している。

また、申立人の未納とされている期間は6か月と短期間であるとともに、 申立期間後は夫婦ともに30年以上にわたって納付を続けており、昭和51年 2月からは夫婦で付加保険料も納付するなど、申立人夫婦の年金制度に対す る意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

国民年金制度ができたことを知り、区役所で夫と一緒に加入手続をして、その場で昭和36年4月から同年9月までと、同年10月から同年12月までの、合わせて9か月分の保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「妻と二人で区役所に出向いて国民年金の加入手続をし、 その場で納期限を過ぎた6か月分と、納期限内の3か月分の保険料を合わせ て納付した。」と供述しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号 は連番で払い出されており、その払出しの時期は、申立人の前後の番号の任 意加入被保険者の資格取得日から、昭和37年1月ごろであると考えられるこ とから、その夫の供述内容に不自然さはみられず、納付したとする金額も、 申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とおおむね一致している。

また、申立人の未納とされている期間は6か月と短期間であるとともに、 申立期間後は夫婦ともに30年以上にわたって納付を続けており、昭和51年 2月からは夫婦で付加保険料も納付するなど、申立人夫婦の年金制度に対す る意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

短大を卒業した後に父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたと聞いているので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料も父母の分と一緒に納付してくれていた。」と申し立てており、オンライン記録によると、申立期間当時同居していたとするその父母は、制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納しているとともに、申立人も、申立期間を除き保険料をすべて納付しているなど、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年1月の時点で、申立期間の保険料は過年度扱いとなるが、申立人が所持している国民年金保険料現金領収証書によると、申立期間の直後である50年4月から51年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、6か月と短期間である申立期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、申立期間①及び申立期間③のうち13年6月から19年10月までは20万円、同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月1日から12年10月1日まで

② 平成12年10月1日から13年6月1日まで

③ 平成13年6月1日から19年12月1日まで

ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間に支給されていた給与の金額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③については、申立人が所持するA社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額により、申立人の標準報酬月額を平成10年1月から12年9月までの期間及び13年6月から19年10月までの期間は20万円、同年11月は22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上で確認できる標準報酬月額が平成 10 年 1 月から 12 年 9 月までの期間及び 13 年 6 月から 19 年 11 月までの期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、申立人が所持するB社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額により、申立人の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 A社B工場(現在は、C社)の事業主は、申立人について昭和25年5月 13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年3月11日に喪失した 旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることか ら、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記 録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが必要である。

2 D社(現在は、E社)の事業主は、申立人について昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該事業所における同年1月5日の資格取得及び同年1月6日の資格喪失の記録を取り消し、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和25年1月1日)に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2,500 円とすることが必要である。

3 また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月 1 日から 26 年 3 月 11 日まで 昭和 25 年、不況により D社から、親会社である A社 B 工場に転籍を命 じられ約1年後に復職したが、申立期間の年金記録が欠落している上、転籍前のD社に係る1日だけ加入期間となっている不自然な記録も存在する。 D社に入社して以来、系列会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人 と同姓同名かつ同じ生年月日の者の記録が発見され、当該記録は、資格取 得日は昭和25年5月13日であるが、資格喪失日が記入されていないこと が確認できる。

しかし、A社B工場を継承するC社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の控えにより、当該事業所が、申立人について昭和25年5月13日に資格を取得し、26年3月11日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる。

また、申立人が同時期にA社B工場に転籍したとして名前を挙げた同僚は、既に死亡していることから証言を得ることはできないが、当該同僚は当該事業所において昭和25年5月13日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると認められることから、A社B工場の事業主は、申立人が昭和 25 年 5 月 13 日に被保険者資格を取得し、26 年 3 月 11 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場の健康保険厚生 年金保険被保険者名簿から 5,000 円とすることが必要である。

2 D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 24 年 11 月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者としての資格を取得し、25 年4月1日に資格を喪失したことが確認できるところ、オンライン記録では、24 年 11 月1日に被保険者資格を取得、25 年1月1日に資格を喪失し、同年1月5日に資格を再取得、同年1月6日に資格を喪失していることが確認できる。

しかし、E社が保管する労働者名簿により、申立人がD社に昭和 21 年 4月から 38 年 4月まで継続して勤務していたことが認められる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 25 年1月1日に資格を喪失した記録は無い上、申立人の同年1月5日の資格取得の記録が同一年月日で取り消されていることが確認できる。これらを総合的に判断すると、D社の事業主は、申立人が昭和 24 年 11

月1日に被保険者資格を取得し、25年4月1日に被保険者資格を喪失した

旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、D社に係る健康保険厚生年 金保険被保険者名簿から 2,500 円とすることが必要である。

3 申立人の供述及びD社を継承するE社から提出された労働者名簿から、 申立人はD社に継続して勤務し(同社から系列会社であるA社B工場に異動)、昭和25年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

なお、申立人に係る資格喪失日については、申立人と同時期に異動し、申立人と同じく、昭和 25 年 5 月 13 日にA社B工場で資格取得している同僚の、D社における資格喪失日が同年 5 月 1 日であることから、申立人に係る資格喪失日についても同年 5 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 2,500 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から19年1月1日まで ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が、その前後の 期間と比べて非常に低くなっていることが分かった。当時、給与が大きく 下がるようなことは無かったので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成16年1月から18年12月までの期間については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち平成 15 年 7 月から同年 12 月までの期間については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料は無いが、当該期間において、申立人の標準報酬月額は、その前月までの 32 万円から 15 万円に大きく引き下げられているところ、事業主は、16 年 1 月以降と同額の保険料を控除していたと思われる旨証言していることなどから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額(36 万円)に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、実際の給与より低い報酬月額を届け出たとして いることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳から確認又は推認でき る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主 は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 13 年 1 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、13 年 1 月から 18 年 7 月までは 34 万円、同年 8 月から19 年 6 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から19年7月1日まで

申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給与の額と比べて随分低い額になっている。当時の給与明細書を見ても、厚生年金保険料の控除額と、ねんきん定期便に記載された納付額が相違しているので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成13年1月1日から同年3月1日までの期間について、 申立人が所持する給与明細書から、その主張する標準報酬月額(34万円)に 基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認で きる。

また、申立期間のうち平成 16 年 1 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間について、A社が保管する賃金台帳から、その主張する標準報酬月額(16 年 1 月から 18 年 7 月までは 34 万円、同年 8 月から 19 年 6 月までは 41 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成 13 年 3 月 1 日から 16 年 1 月 1 日までの期間 については、保険料控除額が確認できる資料は無いが、前述のとおり、その前後の期間において、いずれも 34 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料が控除されていることが確認できる上、事業主も、前後の期間と同額の保 険料を控除していたと思われる旨証言していることから、当該期間において、 その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料が控除されて いたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所(当時)は、給与明細書及び賃金台帳から確認又は推認できる標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間のうち平成12年1月1日から13年1月1日までの期間については、申立人が所持する12年1月及び同年2月の給与明細書によると、オンライン記録上の標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、同年3月から同年12月までの期間については、保険料控除額が確認できる資料が見当たらない上、申立人の標準報酬月額が34万円から15万円に大きく引き下げられたのは平成13年1月からであり、これ以前の期間の記録については不自然さはうかがえないことなどから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年5月21日まで 私が所持する源泉徴収票からは、申立期間について、国(厚生労働省) の年金記録以上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている ことが確認できると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成5年3月24日付けで、4年3月1日にさかのぼって、20万円に減額訂正されており、当該事業所における役員を含む申立人の他の11人についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成4年及び5年の源泉徴収票によると、 当該期間は訂正前の標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控 除があったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所においてB業務を担当していたとしているが、雇用保険の加入記録を有している上、当該事業所の商業登記簿謄本により、当時役員でなかったことが確認できることから、申立人が当該減額訂正処理を行う権限を有していたとは考え難い。

さらに、上述の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、当該事業所に在籍していた元取締役の一人は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)から呼出しがあったので、私が一人で出向き、滞納保険料の処理方法について担当職員の説明を受けた。また、申立人は、社会保険に関する権限は有していない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理 を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったと は認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社 会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年11月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月18日から同年9月1日まで

② 平成13年10月1日から14年2月21日まで

平成 12 年 7 月 18 日からA社に勤務し、申立期間①に係る給与明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、この期間の厚生年金保険加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

また、同社に勤務していた期間のうちの申立期間②については、ねんきん定期便の保険料納付額と給与明細書の厚生年金保険料控除額が一致していないので、給与明細書の保険料控除額のとおり記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 13 年 11 月については 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

ついては、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額 算定基礎届の写しによれば、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が 14 万 2,000 円と決定されていることが確認できることから、事業主は、申立 人に係る当該期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円として届け、その結果、 社会保険事務所(当時)は、16 万円の報酬月額に見合う保険料について納 入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行し ていないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間、及び同年12月1日から14年2月21日までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額と一致又は超えていることから、当該期間について記録訂正する必要は認められない。

2 申立期間①について、申立人の所持する平成12年分給与所得の源泉徴収票に記載された就職年月日により、申立人は、A社に同年7月18日に入社したことが認められる。

また、申立人の所持する給与明細書により、平成12年7月分及び同年8月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、当該事業所を退職した後に、入社当初の2か月間の厚生年金保険料を返金されたとしており、申立人が所持する平成14年3月29日付けの出金伝票には、当該期間に控除されていた健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と一致する金額が、社会保険料の返金を示す「社会保険料2ヶ月戻し」との記載とともに記されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年11月まで

昭和62年3月に会社を退職後、国民年金加入の手続を行い、保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年3月に会社を退職した後、しばらくして国民年金の加入勧奨のハガキが届いたため、A市役所で加入手続をし、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和62年12月1日」と記載されており、オンライン記録においても、申立期間は未加入期間となっていることから、申立人が申立期間において国民年金の被保険者であったことが確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する年金手帳に記載された手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月にB市で払い出されている上、申立人は、これ以外の年金手帳を所持していた記憶は無いとしており、A市に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年6月まで

昭和58年3月に会社を退職し、翌月から父の経営するA事務所に就職した。健康保険は「B国民健康保険組合」に加入し、年金は国民年金に加入し、保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立期間において同居していたとするその両親から聴取しても、 申立人に係る国民年金加入手続を行ったとする証言は得られず、保険料についても、その父親は、当時、納税組合があったことは証言しているものの、 国民年金保険料を納付していたかどうかは分からないとしていることから、 国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人が申立期間当時から現在まで居住しているC市に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

さらに、申立期間当時の納税組合の会計担当者は、「当時、納税組合で国 民年金保険料を集金していたが、関係資料が無いため、個人別の保険料納付 については分からない。」と回答している。

このほか、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年8月31日まで

年金事務所から、「標準報酬月額の確認について」との通知が届いたので確認したところ、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。

申立期間当時、厚生年金保険料の納付が遅れてはいたが、月額変更届による遡及訂正処理については記憶に無く、標準報酬月額が下がっているのは納得できないので正しい標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった平成9年8月31日以降の同年9月9日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の月額変更届による当該遡及訂正処理については記憶に無いとしているが、当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったと供述している上、当該事業所に係る滞納処分票には、申立人が数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保険事務所(当時)の担当者と交渉を行っていたことが記載されていることから、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難く、申立人は、当該事業所の代表取締役として、社会保険に関する業務について権限を有しており、自らの標準報酬月額の減額処理について同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、事業所の業務としてなされた当該行為について責務を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月6日から61年4月1日まで

申立期間はA事業所に勤務していたが、毎年1回必ず昇級があり、途中で給与が下がったことは無かったので、標準報酬月額が上がっていない年があったり、途中で下がっている期間があったりするのはおかしい。当該事業所におけるすべての標準報酬月額の記録を調査し、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当該事業所に勤務していた期間は、毎年1回必ず昇級があり、給与が下がったことは無かったので、標準報酬月額が上がっていない年があったり、途中で下がっている期間があったりするのはおかしい。」と主張しているが、A事業所によれば、「賃金台帳は昭和60年以降のものしか残っておらず、ほかに申立人の報酬額が確認できる資料としては、57年から60年までの年末賞与の支給に係る決裁文書しか無い。」としており、当該賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致しているとともに、年末賞与の支給に係る決裁文書に記載された報酬月額も、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額となっている。

このほか、申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

なお、標準報酬月額は、給与支給額がそのまま記録されるものではなく、一定期間において被保険者が事業主から受ける報酬の月額を、標準報酬月額等級に当てはめて決定するものであることから、給与支給額が上がったとしても、上げ幅によっては等級が変わらない場合があり得る。また、標準報酬月額等級には上限額があり、これを超える額の報酬を受け取っていたとしても、標準報

酬月額は当該上限額を超えることはない。事実、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を見ると、その時点における上限額に達している期間が散見される。 さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 46年11月1日付けで10万円から9万8,000円に引き下げられているが、これは当時の標準報酬月額等級の改正により、「10万円」という等級が消滅し、新たに「9万8,000円」という等級が追加されたことに伴うものと考えられ、当該期間において申立人の給与が下がったことを意味するものではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月1日から2年8月1日まで

② 平成5年9月1日から8年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の期間に係る標準報酬 月額が、それぞれその直前の記録より大幅に引き下げられているが、給与が 大幅に減額された記憶は無いので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成元年 10 月 30 日付けの随時改定により、同年7月1日から16 万円に変更されていることが確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、随時改定により平成5年9月1日から36万円に変更されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る関連資料は無く、 申立人の標準報酬月額が下がっている理由は分からない。当時は社会保険料の 滞納も無かった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「給与支払額については、はっきり覚えていないが、自分の標準報酬月額の記録に間違いはないと思う。」と証言している。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、さかのぼって訂正された形跡は確認できない上、同僚等に聴取しても、申立人に係る具体的な給与支給額及び厚生年金保険料控除についての証言は得られなかった。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬 月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年3月31日まで 申立期間は月額50万円の報酬であったが、年金の記録では標準報酬月額が9万2,000円となっており、実際と大きく相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成10年3月24日付けで、8年10月及び9年10月の定時決定の記録が取り消され、 登録 ひして9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理については承知していないとしているものの、当該事業所における経営上の決定権は申立人自身にあり、社会保険事務に関する権限も有していたことを認めている上、社会保険事務所(当時)が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無した、無断で当該処理を行ったとは考え難いことから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。